

## 「投資信託に関する会計規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 26 年 10 月 10 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
投資信託に関する会計規則に関する細則	投資信託に関する会計規則に関する細則
第 1 条 (略)	第 1 条 (同 左)
(資産の部)	(資産の部)
第 2 条	第 2 条
(1) ~ (11) (略)	(1) ~ (11) (同 左)
(12) 新株予約権証券	(12) 新株予約権証券
信託財産に属することとなった新株予約権証券（会社法第 288 条第 1 項の規定に基づき発行される新株予約権証券（新株引受権証券及び証書を含む。）をいうものとし、 <u>新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）以下「投信法」という。）第 2 条第 18 項に規定するものを含むものとする。）</u> の帳簿価額（買付委託手数料を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該新株予約権証券の買付約定成立の日とする。	信託財産に属することとなった新株予約権証券（会社法第 288 条第 1 項の規定に基づき発行される新株予約権証券（新株引受権証券及び証書を含む。）をいう。）の帳簿価額（買付委託手数料を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該新株予約権証券の買付約定成立の日とする。 また、新株予約権証券の帳簿価額は、同一銘柄の取得総額を当該銘柄の総証券数で除して得た金額を一証券当たりの帳簿価額とする。 なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該新株予約権証券の評価額を計上するものとする。
(13) ~ (47) (略)	(13) ~ (47) (同 左)
(48) 買取受益証券	(48) 買取受益証券
金商法施行前の <u>投信法第 30 条の 2 の規定に基づき信託財産が受益証券の買取を行った場合又は金商法施行後の投信法第 18 条の規定に基づき信託財産が受益証券の買取を行った場合に、当該受益証券の買取価額を計上するものとする。</u>	金商法施行前の <u>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）以下「投信法」という。）第 30 条の 2 の規定に基づき信託財産が受益証券の買取を行った場合又は金商法施行後の投信法第 18 条の規定に基づき信託財産が受益証券の買取を行った場合に、当該受益証券の買取価額を計上するものとする。</u>
(以下略)	(同 左)

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。</u></p>	